新型コロナウイルス感染症 クリチバ市による警報レベルの継続・制限 措置の一部緩和

2021年8月19日

8月18日、クリチバ市は新型コロナウイルス感染症に関する警報レベル1 (黄色)を継続しつつ、制限措置の一部を緩和する旨発表しました。

- ●8月18日、クリチバ市は新型コロナウイルス感染症に関する警報レベル1 (黄色)を継続しつつ、制限措置内容の一部を緩和する旨発表しました(9月1日まで有効)。 スポーツイベントについて、定員の20% (上限5000名) までであれば、観客を入れて実施することが可能になりました。
- ●同政令による制限措置の主な点は以下のとおりです。
- 1 営業・実施が不可となるもの、閉鎖となるもの。
- ・ナイトクラブなどの夜間娯楽施設、ライブハウスなど。
- ・人の密集(300人以上)を伴う集会や懇親会などの実施(親族間の集まり等も不可)。
- ・公共道路におけるアルコール飲料の消費(屋外市場などでの消費は可)。
- 2 上述1で不可とされているもの以外の活動については、別途市保健当局が定める感染予防対策(消毒の徹底、マスクの着用、対人距離の確保、定員の50%、イベント等での参加者数上限が300人、等)を遵守することを条件として、営業・実施可能とする。
- 3 スポーツイベントの実施については、定員 20% (上限 50004) までは観客を入れて実施可。ただし、48時間以内に実施した PCR 検査もしくは抗原検査の陰性証明書の提示が入場の際に必要。
- 4 市内公共交通機関については、乗客数を定員の70%までとする。
- 5 公園や広場については、マスクを着用し対人距離を十分に確保した上で、個人及び集団で の運動を屋外で実施することは可とする。
- ●上述規制措置に関する詳細情報については、以下のクリチバ市のウェブサイトからご確認ください。

※当該政令についての詳細

https://www.curitiba.pr.gov.br/noticias/curitiba-permite-publico-testado-contra-a-covid-emeventos-esportivos/60233

※クリチバ市 新型コロナウイルス感染症関連ウェブサイト https://coronavirus.curitiba.pr.gov.br/

(問い合わせ先)

在クリチバ日本国総領事館 -電話:41-3322-4919

-e-mail: setorconsular@c1.mofa.go.jp